

令和2年度

社会福祉法人南国市社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人 南国市社会福祉協議会

令和2年度 社会福祉法人南国市社会福祉協議会 事業計画書

【基本方針】

少子高齢化の急速な進行や生活様式の変化に伴い、支援を必要とする高齢者や障害者、生活困窮者等が増加するとともに、一段と進む核家族化や家族関係が変化する中で社会的孤立や排除、ひきこもり等への対策が大きな課題となっています。また、経済・雇用環境の厳しさからの貧困や格差等の問題が顕在化し、地域における福祉ニーズは、ますます多様化・複雑化しています。国においては、制度・分野ごとの縦割りを見直し、個人や世帯が抱える問題に包括的に対応する体制づくりや、地域住民や地域の多様な団体・企業等が参画し、それぞれの強みを活かして繋がることで共に地域づくりを進めていく「地域共生社会」の実現を目指す方針が示されています。

一方、南国市社会福祉協議会においても社会福祉法人としてのガバナンスの強化や事業運営の透明性の確保、財務規律の強化並びに地域における公益的な取り組みを推進するなど、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことが引き続き求められています。

今日的な地域福祉の課題に対し、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを目指し、その解決に向けた取り組みを強化してまいります。改めて内部連携を強化し、総合事業、生活困窮者自立支援事業、法人後見事業及び貸付事業、ケアマネジメント事業による個別支援活動に積極的に取り組みます。又、介護・保健・医療の専門職相互の連携、さらにはボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めた地域の様々な資源を統合・ネットワーク化し、地域住民をケアする「地域包括ケアシステム」の構築を図ります。そして、地区社会福祉協議会を中心とした活動による支え合い活動の推進を図ってまいります。また、地域住民を会員とする社会福祉法人として住民参加による福祉のまちづくりを推進するために地域の福祉ニーズの把握、総合相談対応・つなぎ・支援、ボランティア活動への支援、行政機関、福祉団体、社会福祉事業者などとの連携強化に努めます。

【重点方針】

1. 市民参加・協働による地域福祉の再構築

●地域福祉活動計画を基に地域住民、地区社協、民協、自治会、公民館、ボランティア及び市民活動団体・福祉団体、福祉施設、行政等、地域のあらゆる団体、組織との相互理解と協働によって、市民参加型の福祉社会の再構築に努めます。

2. 地域における自立生活支援と利用者本位の福祉サービスの実現

●地域において誰もが地域社会の一員として尊厳をもち、安心して生活ができるよう、自立生活への支援と利用者本位の福祉サービスの実現に努めます。

3. 地域に根ざした福祉活動の推進

●地区社協、民生児童委員等との連携を強化し、地域福祉ニーズの把握と支援体制の充実を図る等地域に根ざした福祉活動の推進に努めます。

1. 社協の基盤づくり

(1) 社会福祉法人南国市社会福祉協議会の民間組織としての基盤づくりを促進し、職員の専門性をより高めるとともに、育成等に積極的に取り組みます。

(2) 法人の運営

社会福祉法人である社会福祉協議会の運営にあたっては、執行機関である理事会、議決機関である評議員会を開催し、公明な法人運営に努めるとともに、監事による監査を実施し、事業の適正な運営、経営に努めます。理事会・評議員会及び監事の研修に取り組み、社会福祉協議会の組織の充実を図ります。

(3) 地区社協の活性化

上倉北部、上倉南部、瓶岩、久礼田、国府、岡豊町、長岡東部、長岡西部、後免町、野田、大篠、岩村、日章、前浜、三和、稲生、十市、緑ヶ丘地区18地区社協の地域福祉の充実、活性化を促進し、地区社協組織と連携していきます。本年度も引き続き職員の地域担当制を決め、積極的に地区社協との連携を深めていきます。

(4) 関係機関との協働並びに諸団体との連携

福祉、教育、保健、医療機関との協働を図り、福祉サービスの向上はもとより、福祉諸団体と連携していきます。

(5) 全戸会員加入の促進及び賛助会員等の勧誘

地区社会福祉協議会を中心に全戸会員制の促進、賛助会員、団体特別会員の勧誘を図り、善意の寄付行為の普及等、自己財源確保に努めます。

2. 地域福祉事業活動

(1) 地域福祉活動の推進

①小地域ネットワークづくり事業

地域福祉活動計画に基づき、座談会などを通じ、地区社協、民生委員、老人クラブ、ボランティア等との連携を図り、小地域における見守り活動、高齢者、障害者の安否確認等により地域ごとの小地域ネットワークづくりを推進します。又、ふれあい給食、ヤクルト訪問の実施を通じ、愛の一声運動等ネットワークを形成します。

○職員地域担当制

南国市内4中学校区を基準に職員が積極的に地域との連携を改めて深めていくように地域の担当を設け、地域連携を深めてまいります。本年度についても地域担当制の役割を明確化することで、地域活動への参加、地域の課題を把握するとともに、解決に向けた必要な対応を関係機関とともに連携し地域福祉、在宅福祉活動の充実を図れるよう体制を整備します。

○ふれあい給食

月2回 稲生地区社協

月1回 長岡東部地区社協、野田地区社協、三和地区社協、上倉南部地区

年9回 久礼田地区社協、岡豊地区社協、国府地区社協、大篠地区社協

○ふれあい配食（特別養護老人ホーム土佐清風園調理月2回）

長岡西部地区社協東西各1回 長岡西部地区社協役員、南国市中央市民館職員配布

○ヤクルト訪問 月1回

瓶岩地区社協、後免地区社協 日章地区社協、岩村地区社協、前浜地区社協、十市地区社協、緑ヶ丘地区社協

○ヤクルト訪問 年3回

久礼田地区社協、岡豊地区社協、国府地区社協、後免野田社協、大篠地区社協

○ヤクルト訪問 年1回 野田地区社協

○歳末おせち等特別給食事業

歳末たすけあい事業と併せて、ふれあい給食事業実施9地区社協で歳末おせち給食を実施

ヤクルト訪問事業と併せて、新年特別訪問事業を9地区社協で実施

○社会福祉法人地域における公益的な取り組み

南国市内の社会福祉法人の持つ専門的な支援、ノウハウや人材、資材、拠点施設等を社協等が把握している地域の福祉生活課題につなぎ、協働し、取り組みをして地域へ還元していきます。

②広報活動

○広報紙「なんこく社協だより まんてん」を年6回（18,650部）発行【全戸配布】

○社協ホームページの運用

・社協情報（地域福祉・あんしん生活サポートセンター・地域包括支援センター・保育園・事業所）や福祉情報などを、ホームページを通じて発信していきます。

○SNSの活用 ○会費のお願いチラシの配付 ○南国市社協パンフレットの作成

③ボランティア活動の推進

○南国市ボランティアセンター運営

・ボランティア活動の推進、ボランティアグループとの連絡調整、センター機能の向上に努めます。

○福祉教育の推進、体験学習教室等の開催、並びに福祉施設との協働

○福祉活動推進校との連携

○なんこくボランティアDAYの開催

○災害が発生した場合の災害ボランティアセンター設置に向けての体制づくりに努めます。

・南国市社協、香美市社協、香南市社協3市合同での災害ボランティアセンター模擬訓練を実施します。

○なんこくありがとうポイント制度（介護支援ボランティア制度：65歳以上の方を対象）

介護予防事業として実施し、高齢者自身の介護予防、生きがいづくり、社会参加活動の推進を目的としています。具体的な仕組みとしては、高齢者が介護施設等で行事の手伝いや食事介助の補助などの活動を行った場合に、ポイントがたまり、蓄積したポイントに応じて換金・寄付ができる仕組みです。元気な高齢者の活動を介護の分野で促進するとともに、介護施設等にとっては、活動により地域とのつながりの深まりや入所者・利用者の生活をより豊かにする効果が期待できます。

※65歳未満の方も平行してポイント制度を利用した事業も実施していきます。

○令和元年度に南国青年会議所との被災地復旧支援協定結びましたので、研修や連絡会定期的に開催し、市民の安心・安全及び地域福祉の推進を目的に平時から生きた交流を図っていきます。

④社会福祉協議会総会

○社会福祉法人南国市社会福祉協議会総会を開催し、その会務を報告するとともに、役職員等の研修を行います。

⑤社会福祉大会

○地域福祉関係者が一堂に会し、地域福祉活動を推進することを確認するとともに、社会福祉功労者を顕彰する。

○福祉活動推進校の活動、意見発表を実施します。

⑥地域福祉フォーラム「関嬉扇」の開催

地域福祉の講話や実際に地域で活動されている話をとおして、自分の地域での、「安心して暮らしつづける地域づくり」や「関係・つながり」を改めて考えます。又、ご近所の関わりを深めて、嬉しさや楽しさを改めて感じて考えるセミナーを開催します。

⑦福祉活動団体との連携支援

○地域福祉活動並びにボランティア活動、福祉教育の推進をします。

○南国市老人クラブ連合会事務局、単位老人クラブの支援をします。

○南国市身体障害者協議会の事務局、身体障害者福祉推進をします。

○南国市手をつなぐ育成会の事務局、知的障害者福祉推進をします。

(2) 地域福祉活動計画の活動実施

第2次南国市地域福祉計画 地域福祉活動計画を基に地域福祉活動の推進に努めます。

○地域住民、地区社協、関係機関との連携で活動に取り組みます。

○活動をしていくなかで、地域のニーズが明らかになるだけでなく、住民と協働して地域福祉についての活動をしていくことにより、住民自らが解決に向けた活動に取り組むことを支援していきます。

(※地域福祉活動計画は地域の皆様の声を聞いたり、地域の方ならではの視点やアイデアで地域のことについて話し合い、自分たちでできることは何かを一緒に考える地域を良くするボランティア活動の計画です。)

(3) 福祉教育の推進【地域福祉推進係】

○幼稚園1、小学校13、中学校4、分校1、高校4市指定全校23校を福祉活動推進校に指定し、福祉教育を推進します。

次世代を担う子どもたちが地域や社会の課題に対し、「気づき」「感じ」主体的に「学び」「動く」ことを目指して、社会福祉協議会や学校、地域組織、NPO等の関係機関が連携できる体制を形成し、ステップアップした福祉教育・ボランティア学習の実践を行います。

(4) 障害者支え合い事業(市受託事業)

障害者(児)を地域の介護者で支え、介護協力を有償で実施します。

(5) リフトカー運行事業（市受託事業）

在宅の車椅子等を使用している身体障害者（児）に対しリフト付ワゴン車を運行し、その移送交通手段を確保し、身体障害者の積極的な社会参加を促進します。

(6) 長寿者祝い事業

百歳以上の高齢者に南国市と共同して、お祝い品を贈呈します。

3. あったかふれあいセンター事業【地域福祉推進係】（市受託事業）

○制度の隙間（引きこもりや独居高齢者等）にある方を中心に「あんしんつながるたえないかたち」がある南国市を目指して地域づくりを行っていきます。また、ボランティアを育成し、地域の中にありがとうが溢れる地域づくりにも取り組みます。

4. 地域支援事業＜地域介護予防教室＞【地域福祉推進係】（市受託事業）

○介護予防を通じて、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、地域づくりを行っていきます。

5. 生活支援体制整備事業【地域福祉推進係】（市受託事業）

○地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、生活支援体制整備事業を本格実施します。具体的には「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置し、「生活支援コーディネーター」が「協議体」のネットワークを生かしながら、地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

6. 総合相談事業【あんしん生活サポートセンター】

☆一般相談（月曜～金曜）

地域住民の抱える心配ごと、悩みごと等に関する、総合相談・援助を目的として、市民の身近な、なんでも相談所としての機能、また、各相談機関、関係機関と連携し、諸問題の解決に取り組みます。

☆弁護士相談（毎月第1、第3土曜） 弁護士4名輪番

☆日常生活自立支援事業＜福祉サービス利用援助事業＞（県社協受託事業）

南国市内の基幹的社協として、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方が、自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの適切な利用のための相談、援助、金銭管理サービス、書類保管サービスを実施します。

☆法人成年後見事業

成年後見制度は、認知症高齢者など判断能力の十分でない方の財産管理や福祉サービス利用の契約などの法律行為を成年後見人等が代理して行い、また、これらの方の行った法律行為についての同意権や取り消し権を成年後見人等に付与するものです。成年後見人等はこれらの方の、財産の管理や生活について適切に判断し、本人の自己決定権を尊重しながら生活を守ることを目指しています。

☆生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

- 低所得、高齢者世帯、障害者世帯等に対し資金の貸付により世帯の経済的自立を促します。
- 住民への周知と効率的運用をはかり、生活福祉資金貸付事業の推進をします。
- 民生委員との密接な連携を行います。

☆生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

●事業概要について

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するための、本人の状態に応じた包括的・継続的な相談支援、生活困窮者への支援のあり方に係る課題の把握と検証をしていきます。事業としては、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を実施していきます。

○相談対応、就労支援、支援プラン作成等

- (1) 生活困窮者が抱える課題を把握し、経済的困窮状態からの脱却へ向けた支援計画を策定
- (2) 働ける方への就労支援を実施
- (3) 様々な支援施策へつなぎ、困窮脱却へ向けた包括的・継続的支援を行う
- (4) 事業実施にあたり、他の支援団体・施策等とのネットワークを構築する

7. 介護保険事業の推進【在宅福祉課】

○訪問介護サービス事業の推進

利用者が快適な日常生活をおくれるよう、生活援助や身体介護等の訪問介護サービスの提供に努めます。

8. 障害福祉サービス事業推進【在宅福祉課】

○居宅支援事業の推進

障害のある方が快適な日常生活を遅れるよう、生活上の相談援助とサービスの提供に努めます。

9. 社会福祉センターの運営

○社会福祉の向上のため施設を提供し、市民の社会福祉に対する理解、協働性、連帯性を推進するための中核施設として、また、ボランティア活動の拠点施設として運営をします。

10. 共同募金、歳末たすけあい募金活動

- 赤い羽根共同募金の趣旨徹底と目標額達成、並びに配分金の効果的活用を考えていきます。
- 歳末たすけあい募金 独居高齢者等に歳末おせち・ヤクルト訪問の実施をします。
- 南国市共同募金委員会事務局

11. 福祉団体事務局、活動への協力、指導育成、連帯強化

○南国市民生児童委員協議会事務局

住民参加の取組みによる地域福祉の向上が図られるなか、民生・児童委員はその活動の中核としての役割を確認し、地域の特性に即した支援活動が展開できるよう協力する民生児童委員133名（主任児童委員10名）

○南国市老人クラブ連合会事務局 ○南国市身体障害者協議会 ○南国市手をつなぐ育成会の事務局

- 1 2. 地域包括支援センターの運営（事業計画書別紙）
- 1 3. 長岡東部保育園の運営（事業計画書別紙）
- 1 4. 岡豊保育園の運営（事業計画書別紙）
- 1 5. 子育て支援センターの運営（事業計画書別紙）
- 1 6. その他本会の目的達成のための事業の実施

【 総務課 総務係 】 令和2年度 事業計画

【基本目標】

法人運営、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上などその後も変遷する新体制の整備に努めてまいります。

(重点方針)

1. 財政運営の執行管理

会計基準の改正に伴う新財務諸表の確立、内部統制に努めます。また、事務経費の節減や財政調整などによる歳出削減を図りながら、財政の執行管理に努めます。

2. 職員の資質向上を進める研修の実施

職種・事業所単位の内部研修や外部研修への参加と伝達研修、接遇等これまでの研修内容を検証して効果的に実施します。

3. 労働安全衛生部門の点検と改善

職員の健康管理や事業のリスク管理等の観点から、仕事と家庭のライフワークバランスの考え方を基本として、メンタルヘルス対策に重点を置いた労働環境の点検を行い、働きやすい職場づくりに向けた改善を図ります。

4. 特定個人情報取り扱いの徹底

個人はもちろん組織として、特定個人情報等の紛失、改ざんおよび漏洩等を防止するために、組織的・人的・技術的な安全管理策を必要かつ適切な措置を講じて、特定個人情報等を適切に管理いたします。

●その他

<普及宣伝>

○社協会員の募集

住民の皆さまとともに地域福祉活動をすすめていくため、多くの区民、企業、学校、団体の方々に会員となっていただき、さらなる事業の充実を図りたいと考えております。お寄せいただく会費は社協の福祉事業等の貴重な財源となります。職員の「社協活動の見える化」の意識の醸成を図り、会員となって共に「ふくし」を考えていただける方、活動を支えてくださる方を増やしていくよう努めます。

○寄付の受付

皆さまからのご寄付（善意）は、社協会費と同様に地域福祉活動を実施するための貴重な財源となります。法人の広報を行い、賛同していただける方からの寄付の受付を行います。

<連絡調整>

福祉団体、施設、関係行政機関等と連携を密にし、連絡調整を図ります。

【 地域福祉課 地域福祉推進係 】
令和2年度 事業計画

【基本目標】

地域福祉推進係では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる南国市の実現のために、地域住民が主体的に考え、積極的に参加できる福祉のまちづくりができるよう、地域福祉の啓発を進めていきます。

「地域の中で困りごとのある方」と「地域福祉活動者」をつなぐコーディネート業務や相談・地域福祉活動者の「こんなことがやってみたい！」という願いを実現に結びつけるための情報提供を行っていきます。

【あったかふれあいセンター】

(目的)

子どもから高齢者、障害者など誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりのため、制度の隙間にある方を対象とし南国市ならではの地域課題のニーズを効果的、効率的に発見していく仕組みづくりと支え合い活動を推進することを目的に実施します。

(重点方針)

『あんしんつながるたえないかたち』に基づく事業展開。

1. 地域の特性を活かした拠点機能の整備
2. 課題解決に向けて、行政や関係機関等との連携を深めていく。
→あったかふれあいセンター事業推進会議 毎月第3月曜日 10:00～11:00
あったかこんにん協議会 年2回開催
南国ネットワーク連絡会参加 年4回開催

(内容)

○ 拠点機能 制度の隙間の方を対象とした居場所や相談場所、就労等の機能を持つ拠点の提供
※年末・年始、祝日は休館

拠点機能（令和2年度から）※実績は見込

月 Morito Room（ひきこもり+ニート）定員10名…実績30名 目標60名

火 Café de Pomme（生活困窮者の自立支援）実績550名 目標500名

誰でも参加できる集いの場 実績340名 目標350名

水 つぐみアカデミー 定員10名 実績400名 目標400名

独居高齢者の集い 定員10名 実績180名 目標350名

木 個別支援（伴走型支援の展開）

金 独居高齢者の集い 定員10名 実績320名 目標400名

土 子どもの学習支援 定員AM10名 PM10名 実績500名 目標500名

日 子どもの学習支援 実績300名 目標300名

○集い機能 地域住民主体の『誰でもが気軽に、いつでも自由に過ごせる居場所』の提供

◎南国市あったかふれあいセンター(拠点)

日時：火曜日（祝日除く）13:00～17:00

場所：南国市社会福祉センター 1階

◎明見サロン 目標 143名

日時：第3水曜日

場所：明見公民館

◎下野田サロン（仮） 目標 140名

日時：月1回 第3木曜日

場所：下野田公民館

◎ゆうハウス 目標 40名

日時：毎月20日

場所：高田さんち（元民生委員）

○預かる 必要な時の一時預かり

○送る 必要とする利用者の送迎を実施

○交わる 他施設や団体、参加者以外の地域住民との交流

○訪問 参加者や地域住民の見守り・相談活動などのために訪問を実施)

※定期的（送迎と併せて実施）又は必要に応じて

※他機関との連携

○相談 参加者等や、地域住民からの福祉サービスに関すること、あるいは日常生活で困りごとや気にかかることなどの相談に応じる

※相談から早期に判断してつなぐ

※他機関との連携

○つなぎ 拠点活動や相談・訪問活動等によって発見された生活課題を行政や地域包括支援センター、専門機関や民生児童委員・地域住民等につなぎ、連携して必要な支援を実施

○生活支援 地域の生活課題やニーズに応じた生活支援サービスの仕組みづくりをコーディネート、サービスの提供、地域での支え合い仕組みづくりなどの事業を実施

※他機関との連携

○学ぶ 参加者・地域住民を対象とした講座・研修会（健康・介護予防等）やボランティアに対する研修等を実施

◎拠点にて対象に応じて学ぶ場の提供

例(予定)

・当事者の話し(Morito Room)

・就労準備セミナー(就労支援)

・工場見学(子どもの学習支援)・福祉教育(子どもの学習支援)

◎つぐみアカデミー(地域の担い手育成)

※過去実施例(他機関、企業との連携にて提供いたします)

・写真で伝える～私の地域良いでSHOW!～・国分寺エリア巡り・救命講習他 全8講座

○情報共有、交換の場づくり

※ あったかふれあいセンターの運営や利用者・生活支援などで関わる方達への支援について、福祉事務所や関係機関、関係者から助言をもらい推進を行う。また、地域住民の情報共有、交換も行う。

- ・ あったかふれあいセンター推進会議
- ： 毎月1回
- ： 個別ケースなどを検討
- ・ あったかふれあいセンターネットワーク推進会議：随時
- ： 情報共有・協議の場（運営や個別ケースなども検討）
- ・ あったかになんになん運営委員会（年2回）
- ： 参加者・専門職との情報共有・協議の場

【福祉教育事業】

（目的）

『普段』の『暮らし』の『幸せ』について考えられる機会を提供し、自分自身のことから周りに目を向けられる学ぶことができる福祉の人材作りを目的に実施します。

（重点方針）

学校や地域への働きかけ

（内容）

地域住民に向けての研修会の実施
福祉教育実施内容の広報

【ボランティアセンター事業】

（目的）

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる地域づくりのため、地域福祉を担う人(ボランティア)の発掘と強化に努め、ボランティア個人個人が自己実現にむけて活動できるよう支援することを目的に実施します。

（重点方針）

- ・ 活動者の発掘
- ・ ボランティア活動者への支援

（内容）

- ・ なんこくありがとうポイント登録研修会 年間3回
- ・ ボランティア活動列車
- ・ ボランティア活動者へ情報提供、情報発信
- ・ なんこくボランティアDAY開催
- ・ 災害ボランティアセンター研修会

【地域支援事業】

(目的)

介護予防を通じて高齢者だけでなく、地域に住む方々の支えあいや主体性の強化を図りながら、高齢者が孤独を感じない地域の実現を目指すことを目的に実施します。

(重点方針)

1. 地域における住民主体の介護予防・社会参加・地域貢献活動の育成・支援します。
→地域の集いの場に職員を派遣し、継続的に拡大していくような地域づくりを展開します。
2. 体操教室等の自主運営を推進します。
→サポーター主体で体操教室等の運営が出来る様に働きかけ、新たな事業の発展につなげます。
3. ありがとうポイント制度を推進します。
→登録者との意見交換等を含め、登録者同士のつながりやボランティア活動の拡大を図ります。

(内容)

●実施場所及び対象区域

名称	場所	対象区域
サロン青空	南国市立瓶岩体育館	上倉・瓶岩地区
ひいといサロン南	南国市立三和防災コミュニティーセンター	主に南国市南部
わかガエる体操教室	南国市社会福祉センター	南国市全域
男の体操教室	〃	〃
60代からの筋力運動教室	〃	〃
エクサプラス	〃	〃
ありがとうポイント登録制度	南国市社会福祉センター及び市内の各施設等	〃

【サロン青空】

目的：上倉地区・瓶岩地区の地域住民が主体となり、社会参加・介護予防・生活支援・支え合い等の活動を通して、地域づくりをします。

日時：毎週月曜日（祝日除く）10:00～14:00

場所：南国市立瓶岩体育館 和室

数値目標 450名 実績 430名

【ひいといサロン南】

目的：65歳以上の高齢者に対して、介護予防の体操・レクリエーションを行い、健康づくりや閉じこもりの防止を図ります。また、集いの場を実施し、多世代間等の交流を図ります。

日時：毎週木曜日（祝日除く）10:00～15:00

場所：三和防災コミュニティーセンター

数値目標 650名 実績 629名

【わかガエる教室】

目的：65 歳以上の方に対して介護予防の体操やレクリエーション、部活活動を通して、参加者が地域で活躍・活動をします。

日時：毎週火曜日（祝日除く）10:00～11:30 11:30～14:00（希望者のみ）

場所：南国市社会福祉センター

数値目標 2,000 名 実績 1,811 名

【男の体操教室】

目的：男性限定とし、男性の参加しやすい環境を作り、閉じこもりの防止や交流の促進、体力の向上を図ります。

日時：毎週火曜日（祝日除く）14:30～16:00

場所：南国市社会福祉センター

数値目標 350 名 実績 314 名

【60代からの筋力運動教室】

目的：一定の運動機能を有する概ね60歳以上の方に対し、運動機能の維持向上を図ること
また地域の新たな活動者等の人材育成をします。

日時：毎週金曜日（祝日除く）10:00～11:00

場所：南国市社会福祉センター

数値目標 1,200 名 実績 1,155 名

【エクサプラス】

目的：60代からの筋力運動教室終了者に対し、地域活動支援と運動機能の維持向上を図ること
また地域の新たな活動者等の人材育成をします。

日時：毎週金曜日（祝日除く）13:30～14:30

場所：南国市社会福祉センター

数値目標 250 名 実績 101 名

【ありがとうポイント制度】

目的：ボランティア活動を通して、自身の健康増進や介護予防、社会参加を促進すること。

日時：5月、9月に登録研修会予定。

場所：南国市社会福祉センター及び市内の各施設等

【地域支援事業検討会】

地域支援事業の運営や利用者などに関わる方々への支援について年に4回、長寿支援課や包括支援センターと協議及び助言をもらい推進を行います。

【職員個々のスキルアップ】

県及び県社協が実施する介護・福祉に関する研修受講

【 地域福祉課 あんしん生活サポートセンター 】

令和2年度 事業計画

【基本目標】

あんしん生活サポートセンターは、だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、対象者を年齢や障害の有無によって決めず、個別支援から地域づくりを行います。また、他機関多職種とのさらなる連携や協働を進め、相談体制の充実を図っていきます。

【総合相談事業】

(目的)

地域の方々が、あんしんして生活できるように、日常生活で困っていることについて相談を受け付け、適切な援助や問題解決の糸口が見つけられるようにすることを目的に実施します。また、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体等との連携・協働することで住民の皆さんが安心した生活がおくれるよう支援することを目的とします。

(重点方針)

1. 地域の方に開かれた相談窓口

地域の相談窓口として住民の皆さんが気軽に相談できるように、社協便り「まんてん」やホームページ等で広報を行います。

相談を真摯に受け止め、適切な援助を行います。

2. 秘密保持

相談者の秘密や個人情報について、特別な事項（生死に関わること等）を除き同意なしには第三者に提供しません。

3. 他機関他職種との連携

立場や役割の異なる複数の機関が問題に直面している相談者のサポートを共通目的のもとに、連絡や協力を行います。それにより多様な人や機関と積極的につながり合うことで、相談者を支える力強い相談支援の網の目をつくっていきます。

4. 地域福祉の推進

地域において支援を必要とする相談者の方々の生活圏域や人間関係等、環境面を重視した援助活動を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して、相談者に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度等の調整をしたりすることを目指します。

5. 職員のスキル向上

相談者の個別かつ多様なニーズに応え、相談者の自立支援を支えていく上では人材育成が必要不可欠です。研修によって一人ひとりの職員の成長を促し、職員の専門性や実践力が向上するだけでなく、業務改

善への意識が強まり、組織の活性化を図ります。

【日常生活自立支援事業<福祉サービス利用援助事業>】

(目的)

地域で暮らす、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方が安心して日常生活が送れることを目的とし、利用者への適切な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行います。また、自身での預金通帳や大事な書類の管理に不安がある方への保管サービスなどの支援を行います。

(重点方針)

1. ニーズ把握と相談体制

地域住民や関係機関との連携等により、支援を必要とする方のサービス利用を推進します。また、支援を必要とする方が幅広く相談できるように、社協便り「まんてん」やホームページ等で広報を行います。

2. 秘密保持

相談者や利用者の秘密や個人情報について、特別な事項（生死に関わること等）を除き同意なしには第三者に提供しません。

3. 他機関他職種との連携

立場や役割の異なる複数の機関が問題に直面している利用者のサポートを共通目的のもとに、連絡や協力を行います。それにより多様な人や機関と積極的につながり合うことで、利用者を支える力強い支援の網の目をつくっていきます。

4. 地域福祉の推進

利用者の生活圏域や人間関係等、環境面を重視した援助活動を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見し、利用者結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度等の調整をしたりすることを目指します。

5. 職員のスキル向上

利用者の個別的かつ多様なニーズに応え、日常生活の自立支援を支えていく上では、人材育成が必要不可欠です。研修によって一人ひとりの職員の成長を促し、職員の専門性や実践力が向上するだけでなく、業務改善への意識が強まり、組織の活性化を図ります。

【法人成年後見人事業】

(目的)

地域で生活する認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など自分で十分な判断をすることができなくなった方の、財産の引取りなどの契約や各種手続きを行う時に、一方的に不利な契約を結ばないよう支援することを目的として事業を実施します。それにより適切な福祉サービスにつなげるなど生活面で援助し、本人の権利や財産を守り安心した生活が送れるようにします。

(重点方針)

1. ニーズ把握と相談体制

地域住民や関係機関との連携等により、支援を必要とする方のサービス利用を推進します。また、支援を必要とする方が幅広く相談できるように、社協便り「まんてん」やホームページ等で広報を行います。

2. 秘密保持

相談者や利用者の秘密や個人情報について、特別な事項（生死に関わること等）を除き同意なしには第三者に提供しません。

3. 他機関他職種との連携

立場や役割の異なる複数の機関が問題に直面している利用者のサポートを共通目的のもとに、連絡や協力を行います。それにより多様な人や機関と積極的につながり合うことで、利用者を支える力強い支援の網の目をつくっていきます。

4. 地域福祉の推進

利用者の生活圏域や人間関係等、環境面を重視した援助活動を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見し、利用者結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度等の調整をしたりすることを目指します。

5. 職員のスキル向上

利用者の個別かつ多様なニーズに応え、日常生活の自立支援を支えていく上では、人材育成が必要不可欠です。研修によって一人ひとりの職員の成長を促し、職員の専門性や実践力が向上するだけでなく、業務改善への意識が強まり、組織の活性化を図ります。

【生活困窮者自立支援事業】

(目的)

生活に困窮している人に対し、生活保護の受給に至る前の段階で、自立に向けた支援をおこなうことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ることを目的とします。

〈自立相談支援事業〉

(目的)

地域で生活する困窮状態にある方に対し、その状態が解消できることを目的に実施します。自立相談支援事業については、本人の内面からわき起こる意欲や想いを主役に、本人の自立のためのプラン作成を利用者と一緒に行っていきます。

(重点方針)

1. ニーズ把握と相談体制

地域住民や関係機関との連携等により、支援を必要とする方のサービス利用を推進します。

アウトリーチを積極的に行い、地域で孤立する困窮者に対して積極的な働きかけを行います。また、支援を必要とする方が幅広く相談できるように、社協便り「まんてん」やホームページ等で広報を行います。

2. ひきこもり、ニートなど複雑になっている福祉課題

十分な制度化されていない、新しい福祉課題について積極的に関わり適切な支援が受けられるように推進します。特に、ひきこもりやニートの問題においては早期に発見し、早期に社会参加が出来るように支援をします。

3. 秘密保持

相談者や利用者の秘密や個人情報について、特別な事項（生死に関わること等）を除き同意なしには第三者に提供しません。

4. 他機関他職種との連携

立場や役割の異なる複数の機関が問題に直面している利用者のサポートを共通目的のもとに、連絡や協力を行います。それにより多様な人や機関と積極的につながり合うことで、利用者を支える力強い支援の網の目をつくっていきます。また、市との協働体制の強化となんこくネットワーク連絡会の連携強化に努めます。

5. 地域福祉の推進

利用者の生活圏域や人間関係等、環境面を重視した援助活動を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見し、利用者に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度等の調整をしたりすることを目指します。

6. 職員のスキル向上

利用者の個別的かつ多様なニーズに応え、日常生活の自立支援を支えていく上では、人材育成が必要不可欠です。研修によって一人ひとりの職員の成長を促し、職員の専門性や実践力が向上するだけでなく、業務改善への意識が強まり、組織の活性化を図ります。

〈家計改善支援事業〉

（目的）

地域で生活する困窮状態にある方に対し、その状態が解消できることを目的に実施します。家計相談支援事業については、相談者自身の当面の家計の問題を解決しつつ、再びそのような状態にならないよう、相談者自身が家計を把握し、見通しを持って備えられるようになることを目的に実施します。

（重点方針）

1. ニーズ把握と相談体制

地域住民や関係機関との連携等により、支援を必要とする方のサービス利用を推進します。

アウトリーチを積極的に行い、困窮者に対して積極的な働きかけを行います。また、支援を必要とする方が幅広く相談できるように、社協便り「まんてん」やホームページ等で広報を行います。

2. アウトリーチの徹底

来所型の相談はもちろん地域での講習会の開催や、相談会の実施を行います。また、相談者には訪問を積極的に行い環境因子も含めた総合的な支援を行います。

3. 秘密保持

相談者や利用者の秘密や個人情報について、特別な事項（生死に関わること等）を除き同意なしには第三者に提供しません。

4. 他機関他職種との連携

立場や役割の異なる複数の機関が問題に直面している利用者のサポートを共通目的のもとに、連絡や協力をを行います。それにより多様な人や機関と積極的につながり合うことで、利用者を支える力強い支援の網の目をつくっていきます。

5. 地域福祉の推進

利用者の生活圏域や人間関係等、環境面を重視した援助活動を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見し、利用者に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度等の調整をしたりすることを目指します。

6. 職員のスキル向上

利用者の個別的かつ多様なニーズに応え、日常生活の自立支援を支えていく上では、人材育成が必要不可欠です。研修によって一人ひとりの職員の成長を促し、職員の専門性や実践力が向上するだけでなく、業務改善への意識が強まり、組織の活性化を図ります。

〈就労準備支援事業〉

（目的）

地域で生活する困窮状態にある方に対し、その状態が解消できることを目的に実施します。就労準備支援事業については、生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援することを目的に実施します。

（重点方針）

1. ニーズ把握と相談体制

地域住民や関係機関との連携等により、支援を必要とする方のサービス利用を推進します。

アウトリーチを積極的に行い、困窮者に対して積極的な働きかけを行います。また、支援を必要とする方が幅広く相談できるように、社協便り「まんてん」やホームページ等で広報を行います。

2. ひきこもり、ニートなど複雑になっている福祉課題

十分な制度化されていない、新しい福祉課題について積極的に関わり適切な支援が受けられるように推進します。特に、ひきこもりやニートの問題においては早期に発見し、早期に社会参加が出来るように支援をします。

3. 企業との連携

雇用の機会を確保や、訓練の場を相談者に積極的に提供する為に、企業との連携をより一層図ります。それにより、相談者が一般就労に向けた準備をより手厚くすることができ、自立が促進できる環境をつくって

いきます

4. 秘密保持

相談者や利用者の秘密や個人情報について、特別な事項（生死に関わること等）を除き同意なしには第三者に提供しません。

5. 他機関他職種との連携

立場や役割の異なる複数の機関が問題に直面している利用者のサポートを共通目的のもとに、連絡や協力を行います。それにより多様な人や機関と積極的につながり合うことで、利用者を支える力強い支援の網の目をつくっていきます。

6. 地域福祉の推進

利用者の生活圏域や人間関係等、環境面を重視した援助活動を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見し、利用者結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度等の調整をしたりすることを目指します。

7. 職員のスキル向上

利用者の個別的かつ多様なニーズに応え、日常生活の自立支援を支えていく上では、人材育成が必要不可欠です。研修によって一人ひとりの職員の成長を促し、職員の専門性や実践力が向上するだけでなく、業務改善への意識が強まり、組織の活性化を図ります。

【 在宅福祉課 在宅福祉係 】

令和2年度 事業計画

【基本目標】

在宅福祉係では、事業の適切な運営及びコンプライアンスに努めることはもとより、利用者一人ひとりがその人にあった生活(本人が望む生活)を見つけ、安心して生活につなげて行けるかを共に考えていく関わりを基本に実施します。地域につながりを持つ試みも、関わる専門職や各部署と連携を取りながら行っていきます。

【介護保険事業(訪問介護・総合事業)】

(目的)

介護が必要になっても(要介護状態・要支援状態・事業対象者)可能なかぎりその居宅において、自らの持てる力を十分に発揮しながら生活環境を維持し、地域での役割も続けて継続できる事を常に念頭に置き、サービスを提供することで住み慣れた地域での生活が継続できることを目的に実施します。

(重点方針)

1. 自立した日常生活の支援

事業所内の訪問介護員は、要介護者・要支援者・事業対象者の身体機能面だけでなく、心身の特性やその有する能力に応じて自己決定や自己選択を尊重しながら、入浴・排泄・食事・その他生活全般にわたる援助を行います。

2. 利用者との信頼関係

初回面接時より求めている援助と解決すべき課題をあきらかにし、本人が求めているニーズを把握し訪問介護の具体的なサービス内容等重要事項に照らし合わせながら説明を行い同意を得ることで適切なサービスの提供につなげます。

3. 利用者処遇

利用者本人の心身的ニーズだけでなく、家庭的、社会的ニーズをつかんだうえで訪問介護計画書を作成し、目標達成に向けての実施状況等を確認していきます。

4. 関係機関との連携

提供されるサービスを最大限に発揮するために本人に関わるそれぞれのサービス内容の役割を十分に把握したうえで、居宅計画書に記載された目標達成に向けて顔の見える関係づくりを心掛けます。地域の他の訪問介護事業所と学びフォローし合える仲間づくりも提案していきます。

5. 法人内の連携

在宅において行う援助は個別に提供されるものでありますが、利用者は地域の中で生活されてい

ます。地域の民生委員、ボランティア等、法人内で連携を取ることで切れ目のないサービス、若しくは交流が広がる試みを実行します。

それぞれの環境での地域の困りごと等、自身が社協ヘルパーとしての気概を持つ振る舞いを心がけます。

6. 講習会・研修会・会議

毎月1回ヘルパー間において、定例会を設けることで、利用者の健康状態・研修会参加者より研修の報告をするなどサービスの質の向上に努めます。また法人内においても月に1回は総務・福祉部の会を持つことにより日程の掌握、活動内容の理解・共有をしていきます。【年間高知県ホームヘルパー連絡協議会主催の研修会への参加回数3回 その他市町村主催の研修会参加回数3回程度】

7. 執務環境整備

毎月行っている定例会時に周知している内容の結果及び確認等、利用者の内容をヘルパー全員に伝えます。【報告】【連絡】【相談】の習慣を持つことが出来る環境づくりに努めます。

ヘルパー自身が健康管理に十分配慮できるよう訪問調整をしていきます。

【障害福祉サービス事業(居宅介護)】

(目的)

障害があっても、可能なかぎりその居宅において、その方に適した生活の自立性の拡大を図るための【自立支援】を念頭におき、障害者の方が自己決定と自己選択の尊重のもと必要なサービスの提供を受けることで住み慣れた地域での生活が継続できることを目的とします。

(重点方針)

1. 自立した日常生活の支援

事業所内の訪問介護員は、障害があっても身体機能面だけでなく、心身の特性やその有する能力に応じて、入浴・排泄・食事・その他生活全般にわたる援助を行います。

2. 利用者との信頼関係

初回面接時より求めている援助と解決すべき課題をあきらかにし、本人が求めているニーズを把握し訪問介護の具体的なサービス内容等重要事項に照らし合わせながら説明を行い同意を得ることで適切なサービスの提供につなげます。

3. 利用者処遇

一人ひとりの障害にあったサービス内容をもとに心身的ニーズだけでなく、家庭的、社会的ニーズをつかんだうえで計画書を作成し、相互に人格と個性を尊重していきます。

4. 関係機関との連携

提供されるサービスを最大限に発揮するために本人に関わるそれぞれのサービス内容の役割を十分に把握したうえで、計画書に記載された目標達成に向けて顔の見える関係づくりを心掛けます。地域の他の訪問介護事業所と学びフォローし合える仲間づくりも提案していきます。

5. 法人内の連携

在宅において行う援助は個別に提供されるものであるが、社会参加への試みなど。地域の民生委員、ボランティア等、法人内で連携を取ることで切れ目のないサービス、若しくは交流が広がるようにしていきます。

それぞれの環境での地域の困りごと等、自身が社協ヘルパーとしての気概を持つ振る舞いを心がけます。

6. 講習会・研修会・会議

毎月1回ヘルパー間において、定例会を設けることで、障害の理解、利用者の健康状態の把握・研修会参加により研修内容の報告をするなどサービスの質の向上に努めます。また法人内においても月に1回は総務・福祉部の会を持つことにより日程の掌握、活動内容の理解・共有をしていきます。

【高知県ホームヘルパー連絡協議会主催の障害サービス向けの現任研修会への参加】

7. 執務環境整備

毎月行っている定例会時に周知している内容の結果及び確認等、利用者の内容をヘルパー全員に伝える。【報告】【連絡】【相談】の習慣を持つことが出来る環境づくりに努めます。

ヘルパー自身が健康管理に十分配慮できるよう訪問調整をしていきます。

【 地域包括支援センター 】 令和2年度 事業計画

【基本目標】

高齢者が住みなれた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を維持できるよう、地域包括ケアシステム実現に向けて地域の最前線に立つ中核機関として、高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことによりその介護保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

●事業内容

【包括的支援事業】

地域住民の介護保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域包括支援センターは、下記の事業を地域において一体的に実施していきます。

① 介護予防ケアマネジメント事業

地域住民や民生委員、医療機関等からの相談などから基本チェックリストに該当する方に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として心身の状況、環境その他の状況に応じて、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行っていきます。

② 総合相談・支援事業

地域の高齢者やその家族等からの相談に対して、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、地域における関係者とのネットワーク構築を通じた、高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行っています。必要に応じて介護サービス等に関する情報の提供や相談対応を行い、総合的な支援を実施しています。

■今後の方向性■

相談内容が複雑多岐になってきていることから、関係機関との連携を深めるとともに、説明会や研修会に積極的に参加することで、担当職員の専門性をより一層高め、資質の向上に努めていきます。

③権利擁護事業

地域の住民や介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等、困難な状況にある高齢者が安心して生活できる地域づくりを目指し、成年後見制度（※）、老人福祉施設への措置の支援、高齢者虐待への対応、消費者被害防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活支援の維持のため関係者とのネットワークづくりに取り組んでいます。

この事業をより迅速適切に行うために、高知県社会福祉協議会や香南市、香美市との3市合同で定期的に連絡会や研修会、ケアマネジメントの困難事例についての検討を行い、専門職としての資質向上を図っていきます。

（※）申立てを行う者がいない場合の、市長審判手続きや必要となる費用等を負担することが困難である低所得者に対し助成金を交付する制度があります。

■今後の方向性■

今後も高齢者に関わる各種団体や事業所のみならず、広く普及啓発を行い、地域のネットワークづくりを図っていきます。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、主治医と介護支援専門員、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、利用者一人ひとりについて様々な職種が連携し、高齢者個々の状況や変化に

応じて継続的にフォローアップできる体制を整備することを目的としています。

(1) ケアプランチェック

必要なサービスが提供されるケアプランとなっているか検証し、共に考え、自立支援のためのケアプラン作成を目指すために、ケアプランチェックを実施します。

(2) 介護支援専門員連絡会の開催

毎月介護支援専門員連絡会を開催し、困難事例の検討や資質向上に向けた研修会を実施します。また、主任介護専門員連絡会も3ヶ月毎に開催し、情報交換と連携を図ります。

(3) サービス担当者会への参加

困難な問題を介護支援専門員が一人で抱え込まないように、状況を把握し、共有するために必要に応じてサービス担当者会への参加をしていきます。

■今後の方向性■

これからの高齢者ケアの方向性を考えると、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなど様々な社会資源が有機的に連携することで、多様化する高齢者の生活の尊厳を守り、住み慣れた地域で、その人らしい生活ができるよう地域包括ケアシステムの構築を図り、包括的・継続的に支援できる体制の整備を行います。

⑤在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう医療・介護の関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、香南市、香美市とともに本事業を委託している土佐長岡郡医師会及び香美郡医師会と緊密に連携しながら、事業の推進を支援します。定期的で開催されている医療、介護関係者等の多職種が参加する研修会にも積極的に参加し、関係機関とのネットワーク化を推進します。

⑥認知症総合支援事業

専門的な知識を有する者による認知症の早期発見、症状の悪化防止のために、以下の事業を総合的に実施するものです。

(1) 認知症初期集中支援推進事業

認知症の専門医の指導の下、保健師、看護師、精神保健福祉士の専門職が認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施します。南国病院の専門医と専門職とで構成する認知症初期集中支援チームと、認知症地域支援推進員の委嘱を受けている包括支援センター職員が定期的にチーム員会を持ち、緊密な連携・調整しながら事業を推進します。

(2) 認知症地域支援 ・ケア向上推進事業

認知症の方が状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関や介護サービス事業者など認知症の方を支援する関係者との連携を図ります。認知症ケアパス活用の啓発にも努めます。

また、認知症をかかえる家族の集い「え・が・おの会」を毎月開催するとともに、認知症カフェを実施することにより認知症の方とその家族、住民や専門職が集い、認知症の方を支えるつながりを構築し、ご家族の介護負担の軽減を図ることを支援します。

事業所・金融機関・民間企業への認知症サポーター養成講座を実施し、サポーターの拡充に取り組んでいきます。また、認知症サポーター養成講座を小・中・高等学校で開催し、学校教育等における認知症を含む高齢者理解にも取り組みます。

⑦地域ケア会議推進事業

介護保険制度の理念である「尊厳維持」や「自立支援」に向けて、市・地域包括支援センター・介護支援専門員・事業者が一堂に会して、要支援1、要支援2、要介護1と認定された新規事例を対象に、要介

護者・要支援者のケアプランや事業内容について個別ケースごとに、支援方法や方向性を検討することで、より適切な包括的、継続的ケアマネジメントの実現につなげます。

また、介護支援専門員やサービス担当者等の資質の向上を図るとともに関係機関のネットワークの構築に努めています。

■今後の方向性■

認知症高齢者への支援や自立支援型マネジメントを実践するために地域ケア会議を定期的で開催します。平成30年10月からは厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型サービス）の計画事例についても、地域ケア会議で検証することとしています。医療関係者等のアドバイザーの意見を踏まえながら、①課題整理、②支援方法や目標の明確化、③チームでの共有化・役割分担などを行い、より充実した地域ケア会議を目指します。

また、これまでの個別の事例について検討する「地域ケア個別会議」から明らかになった地域課題の把握に努め、「地域ケア推進会議」において地域づくりや資源開発、さらには政策形成につながるような提案を行います。

【地域包括ケアシステムの構築】

高齢化が進み、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加する中で、介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続していくためには、関係機関のみならず地域全体での支援が必要です。

そのためには、自助努力を基本にしながら介護・保健・医療の専門職相互の連携、さらにはボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めた地域の様々な資源を統合・ネットワーク化し、高齢者を継続的かつ包括的にケアする「地域包括ケアシステム」の構築が必要となります。

住み慣れた地域や自宅において生活を継続していくためには、医療による支援が不可欠となります。そのため、医療から介護への切れ目ないサービスの提供ができるよう、地域の医療機関及び、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携体制を構築していく必要があります。住み慣れた地域での生活を継続

していくことができるように、地域の医療機関、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の連携強化を図るため、地域ケア会議の定期的な開催や、医師会との意見交換、情報交換を図っていきます。

南国市では、地域包括支援センターを拠点として、高齢者福祉サービスや介護サービス等について総合的に連続性・一貫性をもって「地域包括ケアシステム」の構築を図ります。重点施策として、包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実により医療と介護の連携を推進します。

【指定介護予防支援事業】

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービスの適切な利用等を行うことができるよう、予防給付に関するマネジメント業務を行います。

（1）第一号介護予防支援事業

総合事業において、居宅要支援被保険者又は基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援サービス事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

【介護支援専門員への支援】

地域包括支援センターを中心として、サービスを調整する介護支援専門員が困難事例を一人で抱え込むことがないよう、介護支援専門員への支援・指導を引き続き行っていきます。

毎月一回介護支援専門員連絡会を開催し、行政からの連絡事項の伝達や、介護保険サービス以外の地域の社会資源などの情報提供、介護事業所等と介護支援専門員に対する困難事例への対応支援、気づきの事例検討会等を行っていきます。

■今後の方向性■

今後も、毎月一回介護支援専門員連絡会を開催し、介護支援専門員への情報提供や研修会を実施するとともに、困難事例などへの支援を行います。

また、施設の介護支援専門員の資質向上に向けた研修会や主任介護支援専門員の連絡会等、地域包括支援センターを中心とした地域の連携体制の強化と、介護支援専門員の質の向上を図ります。

【自立支援・介護予防の推進】

<1>一般介護予防事業

地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指し、介護予防に関する活動の普及・啓発や自発的な介護予防活動の育成・支援を行っています。

今後も、介護予防の取り組みの充実を図り、いきがいくりに努めていきます。

(1) 介護予防把握事業

(2) 介護予防普及啓発事業

いきいきサークルや老人クラブなど地域の会合への出前講座や、「わかガエる体操」（高齢者の筋力向上体操）など運動に係る介護予防教室を開催していきます。

「わかガエる体操サポーター養成講座」の修了者を中心に、「いきいきサークル」のほか、公民館等でも「わかガエる体操」を引き続き実施していきます。

(3) 地域介護予防活動支援事業

①いきいきサークルへの活動支援

介護予防（生活不活性病予防）の観点から、地域で活動する「いきいきサークル」の結成、活動を支援しています。今後も、高齢者の居場所づくりと地域の支え合いにつながるよう推進していきます。また、いきいきサークル活動に健康運動指導士やリハビリ等の専門職を派遣することにより活動のさらなる充実を支援します。

この活動に参加した方には、介護予防を推進したものとしてポイントを付与する「なんこくいきいきポイント制度」の啓発にも努めます。

②ボランティアの養成

地域で普及啓発してくれるボランティアの養成講座を開催していきます。

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

<2>任意事業

(1) 介護給付費等適正化事業

(2) 家族介護支援事業

【 長岡東部保育園 】 令和2年度 事業計画

【基本目標】

1. 子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい場所となるよう目的をもち保育を行う。
2. 目的を達成するために、専門性を持つ職員が家庭との綿密な連携の下に子どもの状況や発達過程を踏まえ、環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。
3. 入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域と連携を図りながら、入所する保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援なども行う。
4. 資格職にふさわしく、保育園の役割及び機能が適切に発揮されるよう、倫理観に裏打ちされた専門的知識、技術及び判断をもって保育を行う。
5. 保育園全体の保育の質の向上を図るため、職員一人ひとりが、保育実践や研修などを通じて保育の専門性を高めるとともに、保育実践や保育内容に関する職員の共通理解を図り協働性を高める。
6. 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め喜びと意欲をもって保育にあたる。

(重点方針)

1. 保育方針
一人ひとりの子どもを認め、全面発達を保障する。
2. 保育目標
自然の中でのびのびと活動し、健康な心身を培う。
3. めざす子ども像
 - ①知 育 (知性)
●自分でよく考え、豊かな心をもった子ども。
 - ②徳 育 (社会性)
●仲間を大切にしていける子ども。
●基本的な生活習慣を身につけた子ども。
 - ③体 育 (健康)
●健康で丈夫な身体を持ち、みんなのために働ける子ども。
 - ④食 育 (給食)
●食にかかわる体験を積み重ね食べることを楽しみ食事を楽しみ合う子ども。
●3歳児からの完全給食を実施する

(保育園の概要)

1. 名 称 長岡東部保育園
2. 所 在 地 南国市下末松233番地
電話番号 088-864-2357 (FAX兼用)

3. 運営主体 社会福祉法人南国市社会福祉協議会
 南国市日吉町2-3-28
 電話番号 088-863-4444
 FAX 088-863-4445
4. 利用定員 120人 保育実施予定人員
 内訳 0歳児 15名 3歳児 23名
 1歳児 18名 4歳児 24名
 2歳児 20名 5歳児 20名
5. 職員定員 20人 (臨時職員8人含み、別にパート9人)
6. 環境

市中心部よりやや北部に位置し、静かな田園地帯にあり、自然に恵まれた環境で、散歩や園外保育を多く取り入れています。

園舎は、1998年に現在の地に移転改築（全室冷暖房完備）しており、暖かな木造建築で、明るく広々としていて、子どもたちはのびのびと元気に過ごしています。

(保育事業の概要)

1. 入所できる年齢 6ヶ月児から就学前の児童
2. 保育時間

①保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時20分から午後6時20分までとする。

土 午前7時20分から午後6時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の中に延長保育を提供する。

②保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 午前8時00分から午後4時00分までとする。

土 午前8時00分から午後4時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（8時間）の中に延長保育を提供する。

③開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時20分から午後7時00分までとする。

土 午前7時20分から午後6時00分までとする。

3. 延長保育

保護者の就労時間等で保育時間の延長を希望する場合は、時間を定めて延長保育を実施する。

保育標準時間

18:20～19:00 (月曜から金曜)

保育短時間

7:20～ 8:00 (月曜から金曜)

16:00～17:00 (〃)

17:00～18:00 (〃)

18:00～18:20 (〃)

18:20～19:00 (〃)

保育短時間

7:20～ 8:00 (土曜)

16:00～17:00 〃

17:00～18:00 〃

4. 1日の日課

7:20～ 早朝園児受け入れ

8:00～ 園児登園・視診

自由遊び

9:30～ 3歳未満児のおやつ

10:00～ 課業 (年齢別・異年齢で)

11:30～ 昼食準備・昼食・片づけ

12:30～ 昼寝準備・絵本読み・昼寝

15:00～ 目覚め・排泄・着替え・おやつ

16:00～ 降園準備・順次降園

16:20～ 居残り保育開始

異年齢での遊び

18:20～ 居残り保育終了・延長保育開始

19:00 延長保育終了

5. 主な行事 (予定)

4月 ・入園式 ・保護者会総会 ・家庭訪問 ・交通安全指導 ・誕生日会 ・防火、防災訓練

5月 ・春の運動会 ・内科検診 ・ぎょう虫検査 ・誕生日会 ・防火、防災訓練

6月 ・芋苗植え付け ・保育参観日 ・クラス懇談会 ・愛園作業 ・プール開き ・尿検査

・歯科検診 ・誕生日会 ・防火、防災訓練

7月 ・七夕祭り ・夕涼み会 ・誕生日会 ・防火、防災訓練

8月 ・プール参観 ・プール納め ・誕生日会 ・防火、防災訓練

9月 ・秋の集い ・お月見会 ・誕生日会 ・防火、防災訓練

10月 ・運動会がんばるパーティー ・運動会 ・運動会がんばったパーティー

・誕生日会 ・防火、防災訓練

11月 ・芋掘り ・焼き芋パーティー ・内科検診 ・遠足 ・入学前健康診断 (年長児)

・保育参観日 ・誕生日会 ・防火、防災訓練

12月 ・社会見学 ・餅つき ・お店やさん (バザー) ・お店やさん成功パーティー

・クリスマス会 ・誕生日会 ・防火、防災訓練

- 1月 ・ どんど焼き ・ 凧揚げ大会 ・ こま回し大会 ・ 誕生日会 ・ 防火、防災訓練
- 2月 ・ ドキドキパーティー ・ 節分豆まき ・ 春を呼ぶ会 ・ 誕生日会 ・ 防火、防災訓練
・ 絵画展 ・ クラス懇談会
- 3月 ・ ひな祭り ・ お別れ遠足 ・ お別れ運動会 ・ 誕生日会 ・ 防火、防災訓練
・ お別れパーティー ・ 卒園式 ・ 進級式

●その他

①地域交流活動

地域の活動には、積極的に参加し、保育園の行事への参加お誘いもする。

②子育て支援の充実

行事以外に月1回定例で、育児・子育て相談を兼ねた、「あそぼう会」を開催する。

【 岡豊保育園 】 令和2年度 事業計画

【基本目標】

1. 子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい場所となるように目的をもち保育を行う。
2. 目的を達成するために、専門性を持つ職員が家庭との綿密な連携の下にこどもの状況や発達過程を踏まえ、環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。
3. 入所するこどもを保育するとともに、家庭や地域と連携を図りながら、入所する保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援なども行う。
4. 資格職にふさわしく、保育園の役割及び機能が適切に発揮されるよう、倫理観に裏打ちされた専門的知識、技術及び判断をもって保育を行う。
5. 保育園全体の保育の質の向上を図るため、職員一人ひとりが保育実践や研修などを通じて保育の専門性を高めるとともに、保育実践や保育内容に関する職員の共通理解を図り協働性を高める。
6. 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め喜びと意欲をもって保育にあたる。

(重点方針)

1. 保育方針
一人ひとりの子どもを認め、全面発達を保障する。
2. 保育目標
仲間を大切にし、共に育ちあう。
3. めざす子ども像
友達と仲良く遊び心身共に健康で元気な子ども。
自分の思いや考えを伝えることができる子ども。
年齢に応じた基本的な生活習慣を身につけた子ども。

(保育園の概要)

- | | |
|---------|--------------------|
| 1. 名称 | 岡豊保育園 |
| 2. 所在地 | 南国市岡豊町八幡922番地1 |
| | 電話番号 088-862-0110 |
| | FAX 088-855-3254 |
| 3. 運営主体 | 社会福祉法人南国市社会福祉協議会 |
| | 南国市日吉町2-3-28 |
| | 電話番号 088-863-4444 |
| | FAX 088-863-4445 |
| 4. 利用定員 | 120名 保育実施予定人員 |
| | 内訳 0歳児 12人 3歳児 23人 |

1歳児 15人 4歳児以上 52人
2歳児 18人

5. 職員定員 19人

6. 環境 市北部の県立歴史民俗資料館の麓に位置しています。
近くには岡豊山・国分川があり、四季折々の自然に恵まれた静かな田園地帯で散歩や園外保育を多く取り入れています。

(保育事業の概要)

1. 入所できる年齢 6カ月児から就学前の児童

2. 保育時間

①保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時20分から午後6時20分までとする。

土 午前7時20分から午後6時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

②保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 午前8時00分から午後4時00分までとする。

土 午前8時00分から午後4時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（8時間）の間に延長保育を提供する。

③開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時20分から午後7時00分までとする。

土 午前7時20分から午後6時00分までとする。

3. 延長保育

保護者の就労時間等で保育時間の延長を希望する場合は、時間を定めて延長保育を実施する。

保育標準時間

18:20～19:00（月曜から金曜）

保育短時間

7:20～ 8:00（月曜から金曜）

16:00～17:00（ 〃 ）

17:00～18:00（ 〃 ）

18:00～18:20（ 〃 ）

18:20~19:00 (〃)

保育短時間

7:20~ 8:00 (土曜)

16:00~17:00 〃

17:00~18:00 〃

4. 1日の日課

7:20~ 早朝園児受け入れ
8:00~ 園児登園・視診
自由遊び
9:30~ 3歳未満児のおやつ
10:00~ 課業 (年齢別・異年齢で)
11:30~ 昼食準備・昼食・片づけ
12:30~ 昼寝準備・絵本読み・昼寝
15:00~ 目覚め・排泄・着替え・おやつ
16:00~ 降園準備・順次降園
16:20~ 居残り保育開始
異年齢での遊び
18:20~ 居残り保育終了・延長保育開始
19:00 延長保育終了

5. 主な行事 (予定)

4月 ・入園式 ・保護者会総会 ・家庭訪問 ・誕生日会 ・避難訓練
5月 ・内科検診 ・尿検査 ・誕生日会 ・避難訓練 ・春の運動会
6月 ・芋苗植え付け ・保育参観日 ・クラス懇談会 ・愛園作業 ・プール開き ・歯科検診
・誕生日会 ・避難訓練
7月 ・七夕祭り ・夕涼み会 ・誕生日会 ・避難訓練
8月 ・プール参観 ・プール納め ・誕生日会 ・陶芸教室 ・避難訓練
9月 ・秋の集い ・地区敬老会 (年長児) ・誕生日会 ・避難訓練
10月 ・運動会 ・遠足 ・芋掘り ・誕生日会 ・避難訓練
11月 ・焼き芋パーティー ・内科検診 ・避難訓練 ・社会見学 ・入学前健康診断 (年長児)
・誕生日会
12月 ・餅つき ・お店やさん ・記念写真 ・クリスマス会 ・誕生日会 ・避難訓練
1月 ・どんど焼き ・凧揚げ大会 ・こま回し大会 ・誕生日会 ・避難訓練
・ドキドキパーティー
2月 ・節分豆まき ・誕生日会 ・避難訓練 ・絵画展 ・クラス懇談会 ・春を呼ぶ会
3月 ・ひな祭り ・お別れ遠足 ・誕生日会 ・防火パレード ・避難訓練
・お別れパーティー ・卒園式 ・進級式

●その他

①絵本で交流活動

民生児童委員による絵本の読み聞かせに毎月1回来園し子どもたちと交流する。

②地域交流活動

地域の活動には積極的に参加し、保育園の行事への参加お誘いもする。

③子育て支援センターの充実

行事以外に年齢に応じた離乳食実施や保護者の要望を生かした企画会の他、育児・子育て相談を開催する。サークル活動を通して子育ての輪を広げようとする保護者に対して支援する。

【子育て支援センター にじいろセンターおこう】

【基本目標】

子育て家庭を支援するため、岡豊保育園に「子育て支援センターにじいろセンターおこう」を併設して、育児相談、子育てサークル等の育成、子育てに関する情報提供などを行います。

(重点方針)

地域の子育てを支援するため、子育て家庭の支援活動の企画・育児情報を交換しながら乳幼児の健全育成を図り、明るい交流の場となるよう努めます。

(概要)

名 称 子育て支援センター にじいろセンターおこう

所 在 地 南国市岡豊町八幡925番地1

電話番号 088-862-0110

開所時間 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後2時まで

利 用 料 無料 (未就園児の子どもさんとお家の方)

- ◆地域子育て支援センターは、子育て中の保護者の皆さまを応援します。
- ◆南国市には5ヵ所の子育て支援センターがあり、子どもたちが遊びの中で育ち合い、保護者の方々と交流しながらともに育つ場です。
- ◆未就園児とお家の方ならどなたでも無料でご利用いただけます。
- ◆子育てに関する悩みや相談、どんな些細なことでも一人で悩まず、まず気軽にご相談下さい。